省令

○総務省令第九十四号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部の施行及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）の施行に伴い、並びに同令附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

総務大臣　武田　良太

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第十五条の四第二項の届出書） **第一条の四**　［略］	（法第十五条の四第二項の届出書） **第一条の四**　［同上］
2　法第五十三条第三十四項若しくは第三百二十一条の八第三十四項の申告書又は法第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の修正申告書に係る税額につき法第十五条の四第一項の規定の適用を受けようとする法人は、これらの申告書又は修正申告書に必要な事項を記載することによつて前項の届出書に代えることができる。 （法第十九条第九号の処分） **第一条の七**　法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～十五　略］ 十六　法第五十三条第六十二項若しくは第六十五項又は第三百二十一条の八第五十九項若しくは第六十二項の規定による通知 ［十七～二十五　略］ （納税証明事項） **第一条の九**　政令第六条の二十一第一項第六号の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　法第五十三条第三項後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額、同条第八項後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同条第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額、同条第十三項後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同条第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額、同条第十九項後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同条第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額、同条第二十三項第一号後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、同項第三号後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額、同条第二十六項後段の前事業年度以前の法人税	2　法第五十三条第二十二項若しくは第三百二十一条の八第二十二項の申告書又は法第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の修正申告書に係る税額につき法第十五条の四第一項の規定の適用を受けようとする法人は、これらの申告書又は修正申告書に必要な事項を記載することによつて前項の届出書に代えることができる。 （法第十九条第九号の処分） **第一条の七**　［同上］ ［一～十五　同上］ 十六　法第五十三条第五十三項若しくは第五十六項又は第三百二十一条の八第四十九項若しくは第五十二項の規定による通知 ［十七～二十五　同上］ （納税証明事項） **第一条の九**　［同上］ 一　法第五十三条第六項後段の前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この号において同じ。）又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属調整額、同条第十一項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属税額、同条第十五項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象還付法人税額、同条第十九項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属還付税額その他法第十四条の九第二項各号に掲げる地方税の額の算出のために必要な事項